

## < 環境保全措置 >

### ( 中間処理 )

#### 1: 粉じんの防止

- 1) 飛散性を有する廃棄物の受入は囲いまたは集じん装置のある設備で行います。事前に廃棄物の状態を確認し、散水等の加湿対策や受入槽へのシート掛けによる飛散防止対策を行っています。  
また、加湿対策以外ではフレコンバックやドラム缶の荷姿による受入方法を選択し、軽減化しています。
- 2) 粉じんが発生する設備ではスクラバー方式のダストキャッチャーやバグフィルタによる集じんを行っています。ベルトコンベアには防塵カバーを設置して飛散を防止しています。

#### 2: 悪臭の防止

- 1) 臭気を伴う廃棄物の取り扱いは建屋で行い、受入の際には受入車両を建屋内に納め、シャッター、エアーカーテンで遮断しています。建屋内で発生する臭気は吸引設備で吸引した後、スクラバー方式の脱臭設備で化学洗浄により脱臭しています。
- 2) 定期的に悪臭の測定を行い、規制基準値が守られているか確認しています。
- 3) 焼却施設では施設内部の空気をダクトで吸引し、押込送風機により燃焼用空気として利用することにより悪臭を防止しています。

#### 3: 騒音・振動の防止

- 1) 規制基準の適用を受けない工業専用地域に位置する施設においても、定期的に騒音・振動の測定を行い、自主基準が守られているか確認しています。
- 2) 振動を伴う設備は堅牢な基礎構造と防振ゴムを設置し、振動防止をしています。
- 3) 騒音を伴う設備は囲いまたは建屋内さらに遮音材・遮音壁で囲み、また、ブロワは吐出配管にサイレンサーを取り付け、騒音を防止しています。
- 4) バックホウ等の建設機械は低騒音仕様を採用し、日常点検、定期点検により騒音増加を防止しています。

#### 4: 大気汚染の防止

- 1) 大気汚染防止法の特定施設に該当する焼却炉乾燥処理設備、ボイラ及び適用外のボイラは定期的に排ガスの測定を行い、規制基準が守られているか確認しています。
- 2) 乾燥設備はサイクロン、バグフィルタといった付帯設備を設置し、ばいじんを防止しています。
- 3) 処理工程のメタン発酵で発生するメタンを燃料とする乾燥設備、ボイラは発生ガスに微量に含まれる硫化水素を脱硫設備で除去し、燃焼しています。
- 4) 重油を燃料としているボイラは低硫黄の特A重油を使用し、また、低NO<sub>x</sub>バーナーを採用し、ばい煙の低減化を行っています。
- 5) 焼却施設では排ガス中に消石灰、活性炭を吹込み、バグフィルタで除去する事により、HCl、SO<sub>x</sub>、ダイオキシン等の低減化を行っています。
- 6) 入構する搬入車両にアイドリングストップを喚起しています。

## 5: 水質汚染の防止

- 1) 公共水域に直接排出する施設はありません。
- 2) 排水設備及び排水処理設備の排水は公共下水道に放流します。放流の都度、また定期的に測定を行い、規制基準が守られているか確認しています。
- 3) 焼却施設では施設内での雨水を含む排水は全て貯留槽に貯留後、炉の冷却用噴霧水として使用され外部への排水はありません。

## 6: 地下浸透の防止

- 1) 廃棄物の受入処理及び保管する槽やヤードは不透水性コンクリート構造及び樹脂ライニング塗装を施し、地下浸透を防止しています。また、バックホウを使用する槽はコンクリート土間施工の上に鉄板補強材を敷いています。
- 2) 搬入車両が入構する区域はアスファルト舗装及び側溝を講じ、敷地外及び緑地、地下浸透への防止をしています。

## 7: その他の措置

- 1) 受入廃棄物は契約前に必要な廃棄物情報を入手、サンプルの分析を行い、処理機能障害・生活環境影響・安全衛生面の評価をし、適正な処理をしています。
- 2) 搬入は完全予約制体制で、契約の有無及び廃棄物の情報を照合し、荷下ろし前に搬入物の展開及び採取検査をしています。
- 3) 施設の正常な機能を維持するため、定期的に機器の点検及び機能検査を行っています。
- 4) 生活環境測定計画を策定し、定期的に騒音・振動及び粉じんの測定等を行い、自主基準値又は規制基準値が守られているか確認しています。
- 5) 常に構内の清潔の保持に努めています。必要な場合は殺虫剤を散布するなどの措置を講じています。
- 6) 常に構内の巡回点検を実施し廃棄物の飛散流出等の恐れがある場合には必要な措置を講じて事故等の発生を未然に防止しています。
- 7) 構内に消火器、消火設備及等消防設備を適正に配置し、定期点検・整備、消防訓練を実施し、火災発生、地震等に備えています。
- 8) 廃棄物が施設から流出する等の異常事態が生じたときは直ちに施設機器の運転を停止し、流出した廃棄物の回収、その他生活環境の保全上必要な措置を講じます。
- 9) 化学物質の受入・保管設備を適正に配置し、定期点検・整備を実施し、漏洩・流出・盗難防止をしています。
- 10) 施設の維持管理に関する点検、検査、その他の措置の記録を作成し5年間保存しています。
- 11) 本施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進には配慮、貢献していきます

## ( 収 集 運 搬 )

### 1: 飛散防止対策

- 1) ダンプ車及び脱着装置付コンテナ専用車等はシート掛けを徹底して運搬しています。
- 2) 廃棄物の品目や性状により、密閉式車両や密閉式ドラム缶等を利用して運搬しています。

### 2: 悪臭防止対策

- 1) 密閉式車両や密閉式ドラム缶等を利用して運搬しています。

### 3: 騒音・振動防止対策

- 1) 車両の事前点検を行うとともに、過積載に注意する。
- 2) 走行に際しては、法定速度を守る等関係法令を遵守し安全運転に努める。
- 3) 収集運搬時においては、エンジンの空ふかしを避け、また、停止時にはアイドルリングストップを励行することにより、周辺環境に配慮した運行を行っています。

### 4: 排ガス規制対策

- 1) PM,NO<sub>x</sub>等の排ガス規制を遵守するため、規制値に適合した車両及び適切な除去装置を装着した車両を使用しています。

### 5: 積替え保管施設の保全対策

- 1) 積替え保管施設については、施設、車両、容器等の保全に努め、清掃・消毒等の対策により、害虫や臭気の発生を防止し、環境に配慮しています。